

# 島牧村立島牧中学校 「いじめ防止基本方針」

【令和8年4月改訂】

## 1 はじめに

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、「北海道いじめ防止基本方針」が、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめの問題に、一層の危機感をもって取り組むため、令和5年3月に一部改定された。以下に、主な改定のポイントを示す。

[リンク先：北海道いじめ防止基本方針](#)

〔主な改定のポイント〕

- ・望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
- ・いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
- ・児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進
- ・法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しゼロ」）の徹底
- ・法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
- ・学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底
- ・警察等の関係機関との連携による事案への対応
- ・法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援
- ・重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援
- ・地方公共団体の総合教育会議による協議・調整 等

また、令和5年11月に「島牧村いじめ防止基本方針」も改定された。以下に、主な改定のポイントを示す。 [リンク：島牧村いじめ防止基本方針](#)

〔主な改定のポイント〕

- ・児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等への支援を実施する。
- ・インターネットを通じたいじめの防止や早期発見のため、情報モラル教育の徹底やネットパトロール等を実施する。
- ・いじめ防止は村や学校だけではなく、家庭や地域住民、関係機関との連携が必要であることを踏まえ、「家庭の役割」・「地域の役割」を明記する。

これらのポイントを踏まえ、全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級・どの生徒にも起こりうる」、「いじめは、人権侵害である」という基本認識に立ち、本校の生徒が「いじめのない楽しく豊かな学校生活」を送ることができるように、本校の「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」

- (1) 学校、学級内外にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 生徒・教職員の人権感覚を高め、校内外における好ましい人間関係を築く。
- (4) 日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。
- (5) いじめ問題の早期解決に向けて、保護者・地域・関係機関等と連携を深める。

## 2 いじめの定義

この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成26年北海道条例第8号「北海道いじめの防止等に関する条例 第1章第2条」より）

上記の定義だけにとどまらず、生徒の様々な訴えを真摯に受け止め、生徒を守る立場に立ち、事実関係を確かめ、速やかに対応する。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、早期解決に努める。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) 授業改善

□主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

（令和の日本型学校教育の個別最適な学びと協働的な学びの実現）

授業において、生徒一人一人の課題やつまづきに応じ、指導形態や指導方法、学習活動の工夫改善を図り、すべての生徒が「わかる喜び」や「できる楽しさ」を実感できるようにする。

### (2) 正しい言語環境の整備

□生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて関心をもち、正しく美しい国語を用いるよう指導する。また、教職員の言動が生徒に大きく影響することを認識し、不適切な言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりしないよう、教職員自身も言語に対する意識と関心を持って指導に当たる。

### (3) 学習規律の徹底

□生徒の学びを支えるため学習常規について、小中の連携を密にしながら、学年（発達段階）に応じた約束を設定し、徹底する。

### (4) 多角的な生徒理解

□生徒と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解とともに客観的な理解に努めるなど、多角的な生徒理解を図る。また、発達障がいを含む障がいのある生徒や性的マイノリティにあたる生徒、多様な背景を持つ生徒等に対して、状況の共通理解のもと適切な支援をすすめていく。

### (5) 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

□「人は誰もが価値ある存在」であることを生徒が実感できるよう、学級担任は、一人ひとりに「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を設定した学級経営、集団づくりを積極的に推進する。

### (6) 全校集会や道徳の時間を要としての道徳教育の充実（いじめ未然防止教育）

□道徳科の指導内容を重点化し、日ごろから計画的に「個性尊重」「人権尊重」「生命尊重」等の内容を充実させていく。

### (7) 生徒会によるいじめ未然防止活動の推進

□生徒会が主体となって、いじめを無くすための集会等の実施や、仲間づくりを促進するための各種活動を積極的に行うように指導する。

### (8) インターネット等を通じて行われるいじめの防止

□インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対する情報モラル教育の徹底に努める。

□保護者が生徒のインターネットの利用状況を把握し、フィルタリング等によりその利用を適切に管理するよう、学校だより等を活用し啓発する。

#### (9) 家庭・地域への啓発活動

□学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等を明確にし、それらを家庭・地域へ積極的に公表し、理解や協力を求める。

#### (10) 規範意識の醸成

□生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。

□他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を図る。

□「いじめは決して許さない」という意識を高め、日常の行動に結びつける指導を行う。

#### (11) 実践的な校内研修の実施

□いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用しながら実践的な校内研修を積極的に実施する。  
リンク：いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」

### 4 いじめの早期発見のための取組

#### (1) アンケート調査の実施

□生徒の状況について、様々な角度から把握することができるよう、定期アンケート調査を実施する。

#### (2) 教育相談の実施

□上記アンケート調査の結果も踏まえながら、年に2回の教育相談を実施する。生徒の悩みや人間関係を把握し共に解決して行こうという姿勢を示し信頼関係を深める。定期相談に限らず、また内容もいじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、いつでも何でも相談できるような雰囲気づくり、環境づくりを行う。

#### (3) 相談窓口の周知

□いじめや学校生活に悩む生徒や保護者が相談できる窓口について、各種便りに定期的に掲載するなどして周知を図る。

#### (4) 小さなサインを見逃さないための日常からの生徒理解

□アンケートや教育相談の実施だけにとどまらず、日頃から生徒一人ひとりに関心を持ち、様子に変化がないかを積極的に観察する。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめを早期発見するため、ネットパトロールを実施する。

#### (6) 月3日以上欠席した生徒の把握と予防的対応

□連続3日以上欠席した生徒は、理由によらず家庭訪問により生徒の状況を現認し、今後の支援方針について校内で共通理解を図る。さらに欠席が続いたときは（目安として連続5日）、関係機関と連携、協力し、支援を始める。

#### (7) いじめの早期発見に向けた連携

□生徒の様子について、教職員間の情報共有を密に行う。

□家庭との連携を大切にし、生徒の情報共有を密にする。また、地域や関係機関との連携体制も整え、情報共有を密にする。

### 5 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめ問題を認識したときや、訴えを確認したときには、学校長以下全ての教員が情報を共有し、対応を協議して、的確な役割分担をして組織的に問題の解決にあたる。

- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (3) いじめられている生徒の心身の安定・安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (4) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について伝え、連携し合い早期解決に努める。
- (5) 学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。いじめが犯罪行為と認められるときは、警察と連携して対処することも視野に入れる。
- (6) 傍観者の立場にいる生徒に対する「いじめ意識」の指導を行う等、学校全体としての問題として生徒、保護者への説明責任を果たし、再発防止に努める。
- (7) いじめ問題発生に伴う生徒のメンタルヘルス支援のためスクールカウンセラー等を積極的に活用する。

## 6 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ① 「生徒指導委員会」

- ア 月1回生徒指導委員会において問題傾向の把握と対応策を協議する。
- イ 生徒指導上の問題発生時に臨時の生徒指導委員会を招集し状況把握と対応策を協議する。
- ウ 全教職員による生徒指導交流会において、現状の課題や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

#### ② 「いじめ防止対策委員会」

- ア 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。
- イ 構成は、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、該当部活担当者、スクールカウンセラーとする。
- ウ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、状況把握・状況分析・対応策を協議する。
- エ この組織は生徒たちの相談・通報を受け付ける窓口にもなる。

### (2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の島牧村教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、島牧村教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。

## 7 「重大事態の判断」及び「重大事態発生時の調査」

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の判断

- ① いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。
- ② 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査を行う。
- ③ 学校が重大事態かどうか判断に迷う場合は、速やかに教育委員会等と連携して判断する。

### (3) 重大事態への対処

- ①当該重大事態へ対処及び同種の事態の発生を防止のために、教育委員会の指導を受け速やかに早期解決のための組織を設ける。
- ②設置した組織により、適切な方法で当該重大事態に関する事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③いじめを受けた生徒とその保護者に、調査に関する重大事態の事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

### (4) 重大事態発生時の調査

- ①校長が調査の主体となるが、「重大事態」ということを踏まえ、教育委員会等に設置する付属機関との連携を図る。
- ②調査を行う組織の構成は、「弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者」とする。
- ③調査手順は、「重大事態発生」→「本人の安全確保」→「教育委員会報告」→「学校と教育委員会の合同会議」→「本人・保護者との面会」→「他の生徒の安全確保と対応のためのアンケート調査と面会」→「合同会議の定期的な開催」→場合によっては「医師・警察との連携」→「定期的・継続的な調査や相談」とする。

8 いじめ防止対策の年間計画

期	月	「いじめ防止対策委員会」の取組	その他全職員での取組
前期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ未然防止等への取組内容の確認</li> <li>・望ましい集団づくりのための取組内容の検討</li> <li>・教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関担当者の把握</li> <li>・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA 総会時）</li> <li>・教育相談後の情報交換</li> </ul>
	5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ調査アンケート①</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み前までの取組の反省と夏休み後・夏休</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっと」実施</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>み後の取組の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会を主体としたいじめ防止の取組 ※年2回実施目標（7月・2月）</li> </ul>
	8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み中の健康生活状況調査</li> <li>・夏休み中の生徒の様子についての情報交換</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施</li> <li>・中間期の取組の反省と今後の取組の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談後の情報交換</li> </ul>
後期	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の取組反省</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ調査アンケート②</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっと」実施</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み中の健康生活状況調査</li> </ul>
	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末の取組反省と次年度の取組の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ調査アンケート③</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会を主体としたいじめ防止の取組 （集会等の実施を検討）</li> </ul>
	3月		
定期的取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の定例生徒指導委員会での実態把握</li> <li>・職員会議で生徒についての情報交換</li> <li>・朝の学年打合せによる情報共有</li> <li>・PTA役員会、参観日での情報収集・発信</li> <li>・学校運営協議会での情報収集・発信</li> <li>・ICTを活用した毎日の心と身体の健康調査による、生徒のSOSの受信と対応</li> <li>・「島中生活シート（SSS）」による生活習慣の確認、指導</li> </ul>	